

## 第5節 食の安全と消費者の信頼確保

実態調査の解析結果等の科学的根拠に基づき措置を通じて、食品の安全性を向上させるとともに、商品選択に役立つ表示情報の充実と提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。以下では、食品の安全性向上、消費者の信頼確保、動植物の防疫、薬剤耐性対策の推進について記述します。

### (1) 食品の安全性向上

#### (食品の安全性を高めるための措置を策定・普及し、問題発生を未然に防止)

食品の安全性を向上させるためには、科学的根拠に基づき、生産から消費の必要な段階で汚染の防止や低減を図る措置を策定・普及させることが重要です。このため、農林水産省は、有害微生物・化学物質による農畜水産物・加工食品の汚染実態の調査、調査を踏まえた汚染防止・低減措置の策定、これら措置の関係者への普及、さらには、措置の効果検証・見直しを行っています(図表1-5-1)。

平成29(2017)年度は、食品中の有害微生物・化学物質の汚染実態を調査・解析しました。また、4月には、消費者向けにバーベキューの際の食中毒の発生を防止するための注意点を紹介したリーフレットの作成、9月には、豚肉の生産段階での食中毒菌の侵入・まん延を防止するための衛生管理をまとめたハンドブックの作成、1月には、営農指導者向けにコメ中のカドミウムの低減対策をまとめた実施指針の改訂、学校や保育園向けに学校等の菜園で栽培したジャガイモによる食中毒の発生を防止するための注意点を紹介したリーフレットの作成を行い、これらを広く周知することで対策の普及を図りました。

### (2) 消費者の信頼確保

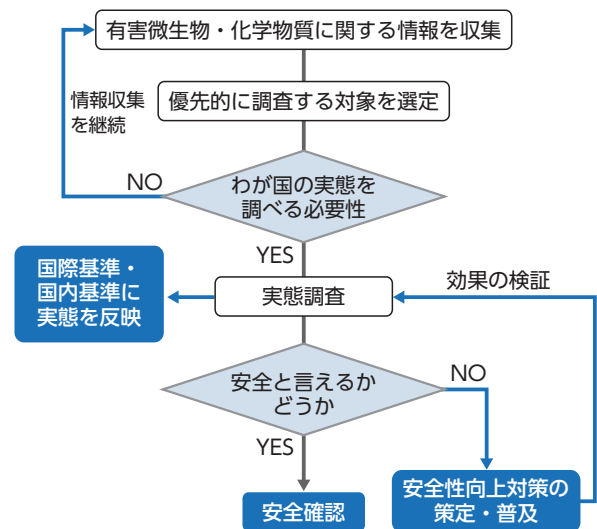
#### (食品表示の適正化を図るため、地方農政局等の職員が監視・取締り)

食品表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保や自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する重要な情報の一つであり、その適正化を図ることは食品に対する消費者の信頼を確保する上で極めて重要です。

このため、農林水産省では、原材料や原産地等の品質に関する表示の適正化を図るため、新たな原料原産地表示制度に関する事業者等からの相談に対応するとともに、食品表示法に基づき地方農政局等の食品表示監視担当職員による監視・取締りを行っています。

具体的には、食品表示110番<sup>1</sup>等に寄せられた不適正表示等に関する情報や巡回調査の

図表1-5-1 食品安全に関するリスク管理の流れ



資料：農林水産省作成

<sup>1</sup> 地方農政局や独立行政法人農林水産消費安全技術センター等に設置された国民からの食品表示に関する問合せや情報提供を受け付けるホットライン

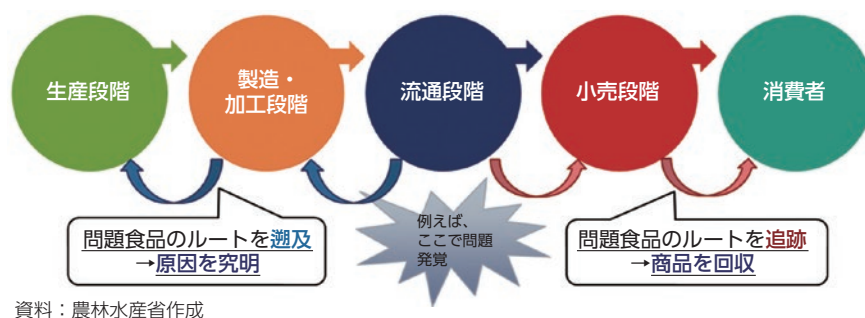
結果に基づき、DNA分析等の科学的な分析手法も活用しつつ、各流通段階における立入検査等を実施しており、不適正な表示を確認した場合には、改善のための指示・公表を行うなど、食品表示の適正化を推進するため、厳格な対応を行っています。

### （食品事故等発生時の円滑な原因究明と商品回収等に資するトレーサビリティ）

食品のトレーサビリティは、コーデックス委員会<sup>1</sup>において「生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること」と定義されています。トレーサビリティは、食品事故等の問題があったときに、食品の移動ルートを書類等で特定し、遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組みです（[図表1-5-2](#)）。

我が国においては、牛<sup>2</sup>、米穀等<sup>3</sup>のトレーサビリティが義務化されています。また、義務化されていない食品についても、自主的な取組が着実に促進されるよう、食品トレーサビリティの意味や効果、業種ごとの取組の進め方などを解説したマニュアルを活用し、食品事業者への普及・啓発を行っています。このほか、地域におけるセミナー・講習会等の開催、相談窓口の設置、指導員による普及促進活動等を行う都道府県等の取組を支援しています。

図表1-5-2 食品のトレーサビリティの概念



資料：農林水産省作成

### （新たな加工食品の原料原産地表示制度が平成29年9月にスタート）

食品流通の国際化に伴い、様々な国の原材料を用いた加工食品が流通するようになり、消費者の原料原産地表示への関心が高まっています。

このような中、食品表示基準<sup>4</sup>が改正され、平成29（2017）年9月に、これまで一部の加工食品のみに義務付けられていた原料原産地表示について、全ての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を、原則として国別重量順で表示する新たな制度が始まりました（[図表1-5-3](#)）。この制度により、消費者は、原材料の原産地について、より充実した情報を得て、自主的かつ合理的に食品選択ができるようになります。

新たな制度では、2022年3月31日までを経過措置期間としており、政府としては、あらゆる機会を通じて、表示義務者となる食品関連事業者等へのマニュアル等を活用した丁寧な説明や相談、消費者への制度の周知を行っていくこととしています。

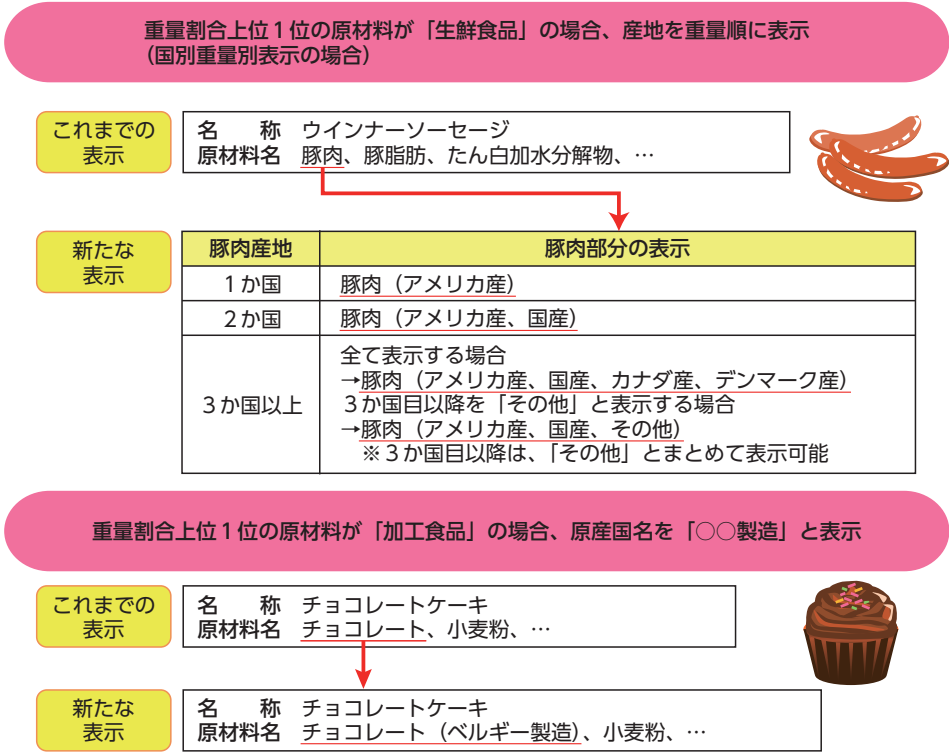
1 用語の解説3（1）を参照

2 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」による。

3 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる米穀等（米及び米加工品）は、米穀、米粉・米粉調製品、米菓生地、もち、だんご、米飯類、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留焼酎、みりん等

4 食品表示法に基づく内閣府令

図表 1-5-3 新たな加工食品の原料原産地表示制度での表示例



資料：農林水産省作成

**(遺伝子組換え食品について、消費者庁が表示制度の見直し内容を公表)**

近年、米国、ブラジル、アルゼンチン等を中心に、大豆やとうもろこし等の遺伝子組換え作物の作付けが増加しており、その一部は我が国にも輸入されています。遺伝子組換え作物を原材料とした遺伝子組換え食品については、食品表示法に基づく食品表示基準により、加工工程後も組み換えられたDNA等が検出可能な8農産物とこれを原材料とする33加工食品群を対象に、遺伝子組換え作物を使用した旨の表示が義務付けられています。

表示を義務付ける制度が始まってから17年が経過し、DNA等に関する分析技術が向上している可能性や、遺伝子組換え作物の流通実態が変化している可能性があります。このため、消費者庁では、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする表示の制度設計について、有識者による検討会を開催して検討を進め、平成30(2018)年3月に、その結果を報告書に取りまとめました。

報告書には、「遺伝子組換えでない」と表示する条件の厳格化等が盛り込まれており、今後、消費者庁において、報告書を踏まえた具体的な制度の検討が行われることとなります。

**(機能性表示食品制度について、消費者庁が生鮮食品での活用に向けた改善策を公表)**

平成27(2015)年度の機能性表示食品制度の創設により、食品関連事業者が安全性と機能性に関する一定の科学的根拠等を消費者庁長官に届け出ることによって、食品関連事業者の責任において商品に「おなかの調子を整えます」等の健康の維持・増進に役立つ旨の表示ができるようになりました。平成29(2017)年度末時点で、消費者庁長官への届出が公表された生鮮食品は、前年同期に比べ5品目増加の13品目となりました(図表1-5-4)。

そのうち農産物として、平成29(2017)年度には、血圧が高めの方に適した機能があ

るとの報告があるGABA（ $\gamma$ -アミノ酪酸）を含む米、内臓脂肪を減らす働きがあるとの報告があるリンゴ由来プロシアニジンを含むりんごが新たに届出されました。平成28（2016）年度までの生鮮食品8品目の内訳を見ると、機能性関与成分は骨の健康に役立つとの報告がある $\beta$ -クリプトキサンチンと大豆イソフラボンの2種類であり、品目も温州みかんともやしの2種類にとどまっていた。このため、規制改革実施計画<sup>1</sup>に基づき、消費者庁と農林水産省では、関係者からの意見聴取を行い、生鮮食品における機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討しています。今後、得られた検討結果に基づき、必要な措置が講じられることとなります。

図表 1-5-4 機能性表示食品として届出されている生鮮食品（農産物）

| 届出年月日                 | 届出者名                     | 商品名                        | 機能性関与成分名               |
|-----------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------|
| 平成27（2015）年<br>8月3日   | みっかびちよう<br>三ヶ日町農業協同組合    | 三ヶ日みかん                     | $\beta$ -クリプトキサンチン     |
| 平成27（2015）年<br>8月3日   | (株) サラダコスモ               | 大豆イソフラボン<br>子大豆もやし         | 大豆イソフラボン               |
| 平成28（2016）年<br>1月27日  | (株) サラダコスモ               | ベジフラボン                     | 大豆イソフラボン               |
| 平成28（2016）年<br>6月29日  | たいし<br>太子食品工業（株）         | 小大豆もやし                     | 大豆イソフラボン               |
| 平成28（2016）年<br>9月12日  | とびあ<br>とびあ浜松農業協同組合       | とびあみかん                     | $\beta$ -クリプトキサンチン     |
| 平成29（2017）年<br>1月24日  | しみず<br>清水農業協同組合          | 清水のミカン                     | $\beta$ -クリプトキサンチン     |
| 平成29（2017）年<br>2月8日   | イオントップバリュ（株）             | オーガニック<br>大豆もやし            | 大豆イソフラボン               |
| 平成29（2017）年<br>3月23日  | なんすん<br>南駿農業協同組合         | 西浦みかん                      | $\beta$ -クリプトキサンチン     |
| 平成29（2017）年<br>8月24日  | 広島県果実<br>農業協同組合連合会       | 広島みかん                      | $\beta$ -クリプトキサンチン     |
| 平成29（2017）年<br>10月19日 | 東京フーズクリエイティブ（株）          | GABA（ギャバ）芽ぐみ米<br>（特殊三分づき米） | GABA（ $\gamma$ -アミノ酪酸） |
| 平成29（2017）年<br>11月24日 | めいすいびじん<br>名水美人ファクトリー（株） | 大豆イソフラボン<br>小大豆もやし         | 大豆イソフラボン               |
| 平成30（2018）年<br>1月15日  | つがる<br>つがる弘前農業協同組合       | プライムアップル！<br>（ふじ）          | リンゴ由来プロシアニジン           |

資料：消費者庁資料を基に農林水産省で作成  
注：平成29（2017）年度末時点

### (3) 動植物の防疫

#### (家畜の伝染病の発生予防に向けては、空港・港での検疫等三段構えで対応)

輸入農畜産物の輸送手段の多様化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染病の侵入リスクが高まっていることを踏まえ、国内への侵入防止や国内での早期発見・封じ込めの徹底等を図ることが重要です。

家畜の伝染病の発生予防に向けては、海外での発生レベルを低減させる国際協力、空港・港での検疫、農場での飼養衛生管理の徹底の三段構えで対応しています。国際協力としては平成29（2017）年9月に東アジア地域シンポジウムを開催したほか、同年10月には、G7新潟農業大臣会合での宣言に基づくG7主席獣医官フォーラムの第2回会合がイタリアで開催されました。また、空港・港では、平成29（2017）年度に国際便の到着

<sup>1</sup> 平成29（2017）年6月閣議決定



する空港・港の家畜防疫官の増員、動植物検疫探知犬の増頭を行うとともに、同年11月には検疫対象品目に乳製品を追加し、検疫の強化を図りました。

さらに、国内では飼養衛生管理の徹底に加え、万一の発生に備え、都道府県が、防疫資材の備蓄と定期的な防疫演習を行っています。

平成29（2017）年度の我が国の高病原性鳥インフルエンザの発生件数は1件であり、迅速な防疫措置の実施により、発生から1か月以内に移動制限区域が解除されました（[図表1-5-5](#)）。

#### 国際便の到着する空港・港での旅行者に対する水際対策



資料：農林水産省資料

図表 1-5-5 高病原性鳥インフルエンザの発生概要と防疫対応の状況

| 発生日     | 発生日・移動制限区域解除日 | 飼養羽数/種別    |
|---------|---------------|------------|
| 香川県さぬき市 | 1/11 - 2/5    | 約9.1万羽/肉用鶏 |

資料：農林水産省作成

- 注：1) 発生日は遺伝子検査でH5亜型陽性となり、疑似患畜と判定した日  
2) 飼養羽数は、殺処分時の最終羽数（疫学関連農場を含む。）  
3) 平成29（2017）年度末時点

#### （植物病害虫の侵入防止に向けては、貨物、携帯品等の輸入植物を対象に検疫を実施）

農作物の栽培に被害を及ぼす植物病害虫についても、国内への侵入防止を図ることが重要です。このため、我が国の主要な空港・港では、輸入植物に付着した病害虫の侵入を防止するため、貨物、携帯品、郵便物で輸入される植物を対象とした検疫が行われています。平成29（2017）年度には国際便の到着する空港・港の植物防疫官の増員が行われ、検疫体制の強化が図られました。

また、国内に侵入した病害虫を早期に発見できるよう全国の畑や樹園地で植物防疫所による調査が行われており、発見が確認された場合には植物の移動規制や廃棄等により早期の根絶を図ることとしています。

平成29（2017）年度には、長野県においてテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認され、関係機関が連携し、発生範囲を特定するための調査、土壌の移動防止、発生ほ場の土壌消毒等の防除対策を講じています。

#### （4）薬剤耐性対策の推進

##### （動物分野における薬剤耐性菌の出現率を低く抑えるための取組を強化）

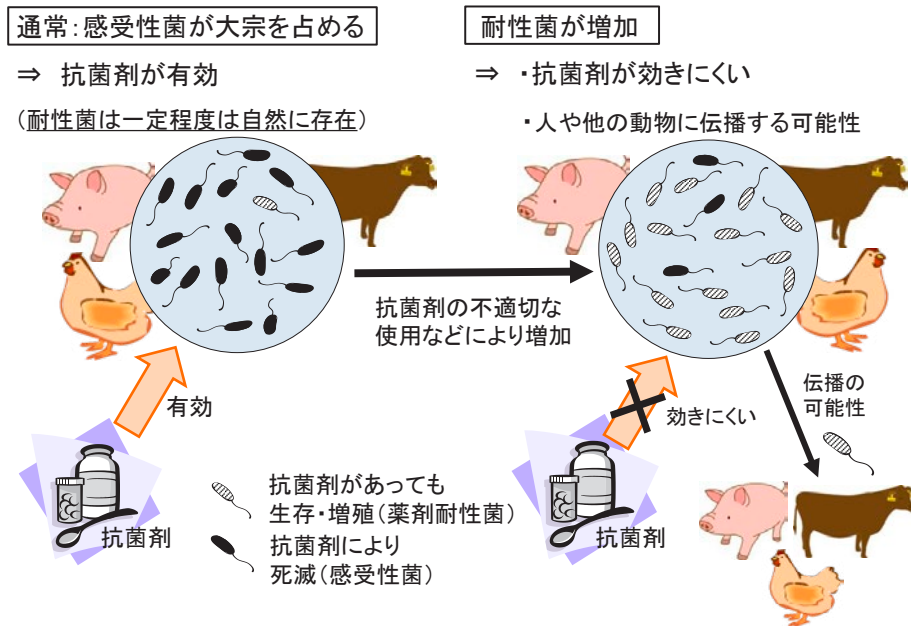
動物分野の抗菌剤の使用により薬剤耐性菌が増加し、家畜の治療を難しくしたり、畜産物等を介して人に伝播して健康に影響を及ぼしたりすることを防止するため、家畜と人の医療上重要な抗菌剤について、動物分野における薬剤耐性菌の出現率を低く抑えることが重要です。

このため、農林水産省では、食品安全委員会のリスク評価結果に基づく抗菌剤のリスク管理措置や、動物用医薬品である抗菌剤の慎重使用等の薬剤耐性対策を実施してきまし

た。平成28（2016）年4月には、政府として薬剤耐性対策アクションプランを決定し、動物用医薬品である抗菌剤の使用機会の削減に向けた飼養衛生管理基準の遵守の徹底や、薬剤耐性菌に関するモニタリング調査の強化等を行っています。

平成29（2017）年度には、食品安全委員会が人の健康に影響を及ぼすおそれがあると評価した抗菌剤の飼料添加物としての指定取消し<sup>1</sup>、水産用抗菌剤の購入に魚類防疫員等の専門家の関与を必要とする新たな仕組みの導入<sup>2</sup>、養殖魚や愛玩動物の全国的なモニタリング調査等を行いました。

図表 1-5-6 薬剤耐性の考え方



資料：農林水産省作成

<sup>1</sup> 平成29（2017）年7月にコリスチンの飼料添加物としての指定取消しを決定し、平成30（2018）年7月から使用禁止

<sup>2</sup> 新たな仕組みは、平成30（2018）年1月から運用開始